

令和3年

4月号

濱田会計事務所通信

令和3年4月1日発行 Vol.44

先月号では令和3年4月1日からの消費税の総額表示について紹介しましたが、消費税については令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス方式）」の導入という大きな改正が控えています。

この方式は今まで事業規模が小さくて消費税の納税について関係なかった事業者も含め、多くの事業者が多大な影響を受ける可能性があります。

消費税の制度は非常に複雑で、知らない事により大きく不利益を被る可能性もあるので、消費税の計算について基本から知って頂こうと思いい、今月号から消費税の計算方法や各制度について解説していききたいと思います。



消費税の基本

消費税の歴史

消費税は平成元年4月1日に我が国では初めて導入され、導入時の税率は3%でした。その後平成9年4月1日から5%に、平成26年4月1日から8%に引き上げられました。さらに令和元年10月1日からは標準税率は10%に引き上げられましたが、飲食料品や新聞については軽減税率として8%に据え置かれました。ちなみに消費税は国に納める消費税と、地方に納める地方消費税とに分かれています。現在の標準税率は7.8%が国に納める消費税で、2.2%が地方に納める地方消費税です。その為、消費税の申告書には「消費税及び地方消費税」と記載されています。

消費税の課税対象

消費税はその名の通り「消費」に対して課税されます。消費税法では「資産の譲渡等」に対して課税するというような表現になっています。「資産の譲渡等」とは物品の購入（譲渡）や貸付けや役務（サービス）の提供の事を言います。

例えば食べ物を買ったり、レンタカーを借りたり、自動車修理を依頼したりすると、代金と一緒に消費税をお店に支払う事になります。普段消費税はお店に支払いますが、その時に税務署に直接納めるのではなく、支払った事業者を通じて消費税を納めています。したがって、消費税の事を「間接税」といいます。所得税や法人税などは直接国に納める税金なので、「直接税」といいます。

物品の購入には基本的に消費税が課税されていますが、土地の購入には消費税は課税されません。土地は使ってもなくならない（消費されない）ためです。それ以外にも例えば車椅子などの障がい者用の物品の購入にも消費税は課税されません。これは、障がい者の生活費等に配慮して、政策的に非課税としているためです。

現在導入されている軽減税率も政策的に食料品等を軽減税率の対象としていますが、同様に政策的な配慮から消費税を非課税としているものが複数あります。



消費税が非課税とされているもの

次のような取引は、消費税の性格や社会政策的な配慮などから非課税となっています。

- 1 土地の譲渡、貸付け（一時的なものを除く。）など
- 2 有価証券、支払手段の譲渡など
- 3 利子、保証料、保険料など
- 4 特定の場所で行う郵便切手、印紙などの譲渡
- 5 商品券、プリペイドカードなどの譲渡
- 6 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など
- 7 外国為替など
- 8 社会保険医療など
- 9 介護保険サービス・社会福祉事業など
- 10 お産費用など
- 11 埋葬料・火葬料
- 12 一定の身体障害者用物品の譲渡・貸付けなど
- 13 一定の学校の授業料、入学金、入学検定料、施設設備費など
- 14 教科用図書の譲渡
- 15 住宅の貸付け（一時的なものを除く。）

土地の貸付は非課税とされていますが、例えばアスファルトやコンクリートが敷かれている駐車場を借りるときは、消費税は課税されています。これはアスファルトなどが引かれている土地は土地そのものを借りているのではなく、アスファルトが敷かれている駐車場設備を借りているとされるためです。また、郵便切手の譲渡が非課税とされていますが、郵便切手を購入するだけなら消費税は課税されないという意味です。実際にはその切手を封書等に貼って郵便サービスの提供を受けるので、その際に消費税は課税されることとなります。

なお、税金の支払いや給料の支払には消費税はかかっていませんが、これらはそもそも消費税の課税対象である「資産の譲渡等」ではないため、消費税の課税対象からは外れています。



事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

